

議案第17号

渋川市スポーツ推進審議会条例及び渋川市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月27日提出

渋川市長 星 名 建 市

渋川市スポーツ推進審議会条例及び渋川市体育施設条例の一部を改正する条例

(渋川市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第1条 渋川市スポーツ推進審議会条例（平成18年渋川市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市長の」を「渋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の」に、「市長に」を「教育委員会に」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「市長が」を「教育委員会が市長の意見を聴いて」に改め、同条第3号中「市長」を「教育委員会」に改める。

第8条中「育都推進部スポーツ課」を「教育委員会事務局スポーツ課」に改める。

(渋川市体育施設条例の一部改正)

第2条 渋川市体育施設条例（平成18年渋川市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長」を「渋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第2項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第4条第3号、第4条の2第3項及び第4項、第5条第2項、第6条第1項、第3項及び第4項、第8条、第9条第1項、第10条、第12条、第13条ただし書及び第1号、第14条第2項、第15条ただし書並びに第16条中「市長」を「教育委員会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(渋川市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の渋川市スポーツ推進審議会条例第4条の規定により任命されたスポーツ推進審議会の委員（以下この項において「旧委員」という。）である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第1条の規定による改正後の渋川市スポーツ推進審議会条例（以下この項において「新スポーツ推進審議会条例」という。）第4条の規定によりスポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新スポーツ推進審議会条例第6条の規定にかかわらず、施行日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（渋川市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置）

3 施行日前に渋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年渋川市条例第53号）第6条第1項の規定により市長がした渋川市体育施設に係る指定管理者（第2条の規定による改正前の渋川市体育施設条例（次項において「旧体育施設条例」という。）第3条第1項に規定する指定管理者をいう。）の指定に係る処分（指定に基づく協定書の締結等を含む。以下「指定等」という。）で、この条例の施行の際現にその効力を有するものは、その指定の期間中に限り、教育委員会がした指定等とみなす。

4 施行日前に旧体育施設条例の規定により市長がした処分、手續その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に旧体育施設条例の規定により市長に対してされた申請その他の行為で、施行日以後において教育委員会が管理し、及び執行することとなるものは、施行日以後においては、教育委員会がした処分、手續その他の行為又は教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。

理 由

スポーツに関する事務を教育委員会が管理し、及び執行することに伴い、所要の改正をしようとするものである。

澁川市スポーツ推進審議会条例及び澁川市体育施設条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
 澁川市スポーツ推進審議会条例（平成18年澁川市条例第118号）の一部改正

（第1条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（担任事項） 第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、<u>澁川市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査、審議し、及びこれらの事項について<u>教育委員会</u>に建議する。 （1）～（8） （略）</p> <p>（任命） 第4条 審議会の委員は、次に掲げるもののうちから<u>教育委員会</u>が市長の意見を聴いて任命する。 （1）・（2） （略） （3） その他<u>教育委員会</u>が特に必要と認める者</p> <p>（庶務） 第8条 審議会の庶務は、<u>教育委員会事務局スポーツ課</u>において処理する。</p>	<p>（担任事項） 第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、<u>市長の</u>諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査、審議し、及びこれらの事項について<u>市長</u>に建議する。 （1）～（8） （略）</p> <p>（任命） 第4条 審議会の委員は、次に掲げるもののうちから<u>市長</u>が任命する。 （1）・（2） （略） （3） その他<u>市長</u>が特に必要と認める者</p> <p>（庶務） 第8条 審議会の庶務は、<u>育都推進部スポーツ課</u>において処理する。</p>

渋川市スポーツ推進審議会条例及び渋川市体育施設条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

渋川市体育施設条例（平成18年渋川市条例第119号）の一部改正

（第2条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第3条 体育施設の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、<u>渋川市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせている体育施設における第5条、第6条、第8条から第10条まで、第12条、第13条、第14条第2項及び第15条の規定の適用については、第5条及び第12条中「<u>教育委員会</u>は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て」と、第6条、第8条から第10条まで及び第13条中「<u>教育委員会</u>」とあるのは「指定管理者」と、第14条第2項及び第15条中「<u>教育委員会</u>」とあるのは「<u>教育委員会</u>又は指定管理者」とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） その他管理に関し<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</p> <p>（利用料金）</p> <p>第4条の2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 利用料金は、法第244条の2第9項の規定により、別表第3に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>4 <u>教育委員会</u>は、前項の承認をしたときは、指定管理者に通知するとともに、これを告示しなければならない。</p> <p>（体育施設の休日及び利用時間）</p>	<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第3条 体育施設の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、<u>市長</u>が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせている体育施設における第5条、第6条、第8条から第10条まで、第12条、第13条、第14条第2項及び第15条の規定の適用については、第5条及び第12条中「<u>市長</u>は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得て」と、第6条、第8条から第10条まで及び第13条中「<u>市長</u>」とあるのは「指定管理者」と、第14条第2項及び第15条中「<u>市長</u>」とあるのは「<u>市長</u>又は指定管理者」とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） その他管理に関し<u>市長</u>が必要と認める業務</p> <p>（利用料金）</p> <p>第4条の2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 利用料金は、法第244条の2第9項の規定により、別表第3に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>市長</u>の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>4 <u>市長</u>は、前項の承認をしたときは、指定管理者に通知するとともに、これを告示しなければならない。</p> <p>（体育施設の休日及び利用時間）</p>

第5条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、同項に規定する休日及び利用時間を変更し、又は臨時に休日を定めることができる。

(利用の許可)

第6条 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、体育施設の管理上必要な条件を付することができる。

4 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育施設の利用を許可しない。

(1)～(5) (略)

(特別の設備の制限)

第8条 利用者は、体育施設を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は体育施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)～(6) (略)

2 (略)

(立入りの制限等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、体育施設への立入りを拒否し、又は体育施設からの退去を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

(4) その他教育委員会が管理上支障があると認める者

(使用料の減免)

第12条 教育委員会は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額

第5条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する休日及び利用時間を変更し、又は臨時に休日を定めることができる。

(利用の許可)

第6条 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 市長は、第1項の許可をする場合において、体育施設の管理上必要な条件を付することができる。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育施設の利用を許可しない。

(1)～(5) (略)

(特別の設備の制限)

第8条 利用者は、体育施設を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は体育施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)～(6) (略)

2 (略)

(立入りの制限等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、体育施設への立入りを拒否し、又は体育施設からの退去を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

(4) その他市長が管理上支障があると認める者

(使用料の減免)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額

し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 体育施設の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) ・ (3) (略)

(原状回復)

第14条 (略)

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第15条 利用者又は入場者が故意又は過失により体育施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(物品販売の禁止)

第16条 体育施設及びその敷地内においては、教育委員会の許可を受けないで物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。

し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 体育施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) ・ (3) (略)

(原状回復)

第14条 (略)

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第15条 利用者又は入場者が故意又は過失により体育施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(物品販売の禁止)

第16条 体育施設及びその敷地内においては、市長の許可を受けないで物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。